

ネコノテ観光業 公表資料

●安全方針

1. 安全最優先を大原則とし徹底します。
2. 関係法令及び社内規定を遵守します。
3. 天候の確認を頻繁に行い、臨機応変に安全を確保します。

●安全重点施策及び達成状況

1. 安心・快適にご利用頂けるよう、運航前点検・日常点検の徹底に努めます。
→達成状況：令和7年度は、運行前点検・日常点検を確実に実施し、船内での衛生面の配慮及び旅客等に遵守事項を確実に周知し、旅客等の負傷者発生をゼロにできた。
2. 他船舶業者と密に連絡を取り、海況・危険事項の共有し安全航行に努めます。
→達成状況：令和7年度は、他船舶業者と密に連絡を取り海況・危険事項などを共有し旅客等の負傷者発生をゼロにできた。

●安全統括管理者及び運航管理者に係る情報

安全統括管理者	：	代表組合員 永井真介	選任年月日	平成29年4月26日
運航管理者	：	代表組合員 永井真介	選任年月日	平成29年4月26日
令和8年両資格合格証明書取得済み				

●安全管理規程及び運送約款

次ページ以降に掲示

安全管理規程

平成 29 年 4 月 26 日
ネコノテサービス有限責任事業組合（屋号 ネコノテ観光業）

目 次

- 第 1 章 総 則
- 第 2 章 経営代表者の責務
- 第 3 章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任
- 第 4 章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制及び職務並びに権限
- 第 5 章 運航計画の作成等及び運航に必要な情報の収集・伝達
- 第 6 章 運航の可否判断
- 第 7 章 輸送に伴う作業の安全の確保
- 第 8 章 輸送施設の点検整備
- 第 9 章 海難その他の事故の処理
- 第 10 章 安全に関する教育、訓練等
- 第 11 章 雑 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、経営代表者が定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する船舶の業務（付随する業務を含む。以下同じ）を安全、適正かつ円滑に処理するための業務実施の基準を明確にし、もって一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 安全マネジメント：経営代表者により、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
- (2) 経営代表者：事業者において最高位で指揮し、管理する個人
- (3) 安全重点施策：輸送の安全を確保する方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
- (4) 安全統括管理者：輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者をいう。
- (5) 運航管理者：船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統轄責任者をいう。
- (6) 運航管理補助者：運航管理者の職務を補佐し、運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
- (7) 陸上連絡員：船長が安全統括管理者及び運航管理者を兼務している場合は、陸上に勤務する運航管理補助者をいい、船長が前两者を兼務せず安全統括管理者及び運航管理者を兼務する者が陸上勤務している場合は、運航管理者をいう。
- (8) 運航計画：起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画
- (9) 発航：現在の停泊場所を解らんして次の目的港への航海を開始すること
- (10) 基準航行：基準経路を基準速力により航行すること
- (11) 入港：港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を通航して防波堤等の内部へ進航すること
- (12) 運航：「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「着棧」を行うこと
- (13) 反転：目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引返すこと
- (14) 運航基準図：航行経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、標準運航時間、航海速力、船長が直接操船する区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
- (15) 危険物：危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物

第2章 経営代表者の責務

(経営代表者の主体的関与)

第3条 船舶による輸送の安全確保のため、経営代表者は次に掲げる事項について主体的に関与し、全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (3) 重大な事故等に対する確実な対応
- (4) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (5) 安全マネジメント態勢の見直し

(安全重点施策)

第4条 経営代表者は、関係法令の遵守及び安全最優先の原則の方針に沿って、具体的な施策を実現するため、達成度が把握できるような安全重点施策を策定、実施する。また、毎年この見直しを行う。

第3章 安全統括管理者、運航管理者等の選解任

(安全統括管理者の選任)

第5条 経営代表者は、経営代表者もしくは経営代表者に準ずる立場の者から海上運送法施行規則第22条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任又は自ら兼任する。

(運航管理者の選任)

第6条 経営代表者は、海上運送法施行規則第22条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任又は自ら兼任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第7条 経営代表者は、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、安全統括管理者又は運航管理者を解任(自ら兼務している場合は兼務を解く)ものとする。

(1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき

(2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき

(3) 安全管理規程に違反することにより、その職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(運航管理補助者の選任及び解任)

第8条 経営代表者は、運航管理補助者を選解任する。

第4章 安全統括管理者等の勤務体制及び職務並びに権限

(安全統括管理者等の勤務体制)

第9条 安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者は、船舶を運航中は常時連絡できる体制になければならない。

(安全統括管理者の職務及び権限)

第10条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

(1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。

(2) 安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を記録すること。

(3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第11条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

(1) 船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。

(2) 船舶の運航に関し、(船長と協力して)輸送の安全を図ること。

(3) 運航管理補助者を指揮監督すること。

2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

3 運航管理者が陸上連絡員の場合は、次条(1)から(4)号を実施するものとする。

(運航管理補助者の職務)

第12条 運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、その職務を代行するものとする。

また、運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施するものとする。

(1) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の実施

(2) 陸上における旅客の乗下船及び船舶の離着岸の際における作業の実施

(3) 陸上施設の点検及び整備

(4) 乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知

第5章 運航計画の作成等及び運航に必要な情報の収集・伝達

(運航計画の作成及び変更)

第13条 運航計画を作成及び変更する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、使用棧橋付近の状況、航路の交通状況及び自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

2 船舶、陸上施設又は港の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、運航管理者は、運航休止、寄港地変更等の措置をとらなければならない。

(運航管理者の措置)

第14条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握するものとする。

気象・海象に関する情報、港内事情、陸上施設の状況、水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報、乗船した旅客数、乗船待ちの旅客数、船舶の動静、その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第15条 船長は、次に掲げる場合には必ず陸上連絡員に連絡しなければならない。

(1) 非常連絡事項(別紙)に定める事故が発生したとき

(2) 航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努めるものとする。

(1) 気象・海象に関する情報

(2) 航行中の水路の状況

(連絡方法)

第16条 船長と陸上連絡員との連絡は、携帯電話等による。

(海域図)

第17条 海域図に記載すべき事項は次のとおりとする。

(1) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域

(2) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置

(3) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を海図に記入するものとする。

(速力基準等)

第18条 速力基準は、次のとおりとする。

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	3ノット	600rpm
微速	5ノット	1000rpm
半速	10ノット	1500rpm
全速	26ノット	3300rpm
航海速力	20ノット	2700rpm

2 船長は、速力基準表を船橋内の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

(特定航法等)

第19条 各港内における基本的航法は港則法による。

第6章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第20条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 10m/s以上 波高 1m以上 視程 300m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象(視程を除く。)に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

い。

風速 12m/s 以上 波高 1.5m以上

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(航行の可否判断)

第21条 船長は、周囲の気象・海象(視程を含む)に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が300m以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

(着栈の可否判断)

第22条 船長は、着栈予定地の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、着栈を中止し、適宜の海域での待機、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

風速 12m/s 以上 波高 1.5m以上 視程 300m 以下

(運航の可否判断等の連絡及び記録)

第23条 船長は、運航中止の措置をとったときは、その旨を陸上連絡員に連絡しなければならない。

2 船長は、基準航行の変更、運航の可否判断、運航中止の措置を運行管理日誌に記録するものとする。運航中止基準の達した、又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

(陸上連絡員の援助措置)

第24条 陸上連絡員は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用栈橋の手配等適切な援助を行うものとする。

第7章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第25条 船長は、乗員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着栈時における諸作業を実施する。

(危険物等の取扱い)

第26条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。

3 船長は旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運送申込人の立会いのもとに点検し、必要措置を講ずるものとする。

(乗船作業)

第27条 離栈5分前になったとき、船長または乗員は舷門を開放し、旅客の乗船を開始する。

2 乗員は乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して船長に報告する。

(離栈作業)

第28条 乗員は、旅客の乗船が完了したときはその旨船長に報告し、船長の指示により迅速に離栈作業を行う。

(着栈作業)

第29条 乗員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

2 船長または乗員は、船内放送等により着栈時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(係留中の保安)

第30条 船長または陸上連絡員は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、タラップ

(歩み板)等の乗降用設備の保安に十分留意する。

(下船作業)

第31条 船長は、または陸上連絡員は船体が完全に着棧したことを確認したときは、タラップ等の乗降用設備を架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ、下船完了後、舷門を閉鎖する。

(発航前点検)

第32条 船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

(船内点検)

第33条 船長は、航海中、船内の状況に留意し、必要と認められる場所については点検する等必要な措置を行う。

(機器点検)

第34条 船長は着棧前、棧橋手前(防波堤手前)300m 等着棧地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も離着棧を繰り返す場合もその都度実施する。

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第35条 陸上連絡員は、乗船する旅客に対して次の事項を周知しなければならない。

(1) 旅客は乗下船時及び船内においては乗員の誘導に従うこと。

(2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

(3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第36条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

(1) 旅客の禁止事項

(2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法

(3) 非常の際の避難要領(非常信号、避難経路等)

(4) 病気、盗難等が発生した場合の乗員への通報

(5) 高速航行中におけるシートベルトの着用(シートベルト装備船に限る)

(6) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと。

(旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第37条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

(1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させるよう努めること。

(2) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。

(3) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合には、救命胴衣を着用させること。

(飲酒等の禁止)

第38条 乗員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。

2 船長は、乗員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施させてはならない。

第8章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第39条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくこと。

(船舶の点検整備)

第40条 船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則として運航前に1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前点検を実施した

事項については点検を省略することができる。

2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、修復整備の措置を講じなければならない。
(陸上施設の点検整備)

第 41 条 運航管理者は、陸上施設チェック表に基づいて、運航前に 1 回以上、係留施設(浮き桟橋、岸壁、ビット、防舷材)、乗降用施設(タラップ、歩み板)、転落防止施設(ハンドレール、チェーン)等について点検し、異常のある個所を発見したときは、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。

第 9 章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第 42 条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(事故等の範囲)

第 43 条 この規程において、「事故」とは運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態(以下「インシデント」という。)をいう。

- (1) 旅客、乗員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故(以下「人身事故」という。)
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取(乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(船長のとるべき措置)

第 44 条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置を速やかに海上保安官署及び陸上連絡員等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2 船長から海上保安官署等への速報は、別表「官公署連絡表」により、まず、「118」番に架電し、以後、海保の指示によるものとする。

3 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信(遭難信号)又は緊急通信を発しなければならない。

4 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止

⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(陸上連絡員のとるべき措置)

第 45 条 陸上連絡員は、通常連絡、着積連絡等、船長からの連絡が異常に遅延し連絡がない場合、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 陸上連絡員は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに「118」番により海上保安官署に連絡するとともに、関係者に通報しなければならない。

3 陸上連絡員は、事故が発生したことを知ったときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話（FAXを含む）又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日記録するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。なお、非常連絡事項を記載した報告様式(FAX用紙)を事務所に備え置くものとする。

4 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに陸上連絡員がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集
- (2) 海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(経営代表者のとるべき措置)

第 46 条 経営代表者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(医療救護の連絡等)

第 47 条 船長及び陸上連絡員は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「官公署連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第 48 条 船長及び陸上連絡員は、事故の処理後、関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、事故原因の調査を行うとともに、事件捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(事故の原因等の調査)

第 49 条 運航管理者は、事故原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発防止及び事故処理の改善を図るものとする。

第 10 章 安全に関する教育、訓練及び見直し等

(安全教育)

第 50 条 安全統括管理者は、乗員及び陸上連絡員に対し、安全管理規程、海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 運航管理者は、航路の状況、海難その他の事故及びインシデント(事故等の損害を伴わない危険事象)事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗員に周知徹底を図るものとする。

(訓練)

第 51 条 安全統括管理者は、事故処理に関する訓練を計画し、年 1 回以上これを実施しなければならない。訓練は、実践的なものとし、訓練の前後には打合せを行う。

(記録)

第 52 条 運航管理者は、前 2 条の教育及び訓練を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(見直し)

第 53 条 経営代表者は、年 1 回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり見直しを行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合にはすみやかに実施する。

2 見直しを行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性について評価し、改善に向け作業する。

3 見直しを行ったときは、その内容を記録する。

第 11 章 雑 則

(安全管理規程の変更)

第 54 条 経営代表者は、関係法令の改正、使用船舶の変更等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅滞なく規程の変更を決定する。

(安全管理規程等の備付け等)

第 55 条 安全統括管理者は、安全管理規程及び運航基準図を船舶その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けなければならない。

2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、作成した各種文書は適切に管理する。

(情報伝達)

第 56 条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関する情報伝達を行うとともに容易に閲覧できるようにする。

2 安全統括管理者は、安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について各員へ周知する。

3 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置、講じようとした措置等の輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 26 日より実施する。

ネコノテサービス有限責任事業組合（屋号 ネコノテ観光業） 運送約款

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 この運送約款は、当組合が行う旅客及び手回り品の運送に適用されます。

- 2 この運送約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習によります。
- 3 当組合がこの運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応じたときは、その特約によります。

（定義）

第2条 この運送約款で「大人」とは、12歳以上の者（小学生（小学校（学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条の小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部並びに同法第134条第1項の各種学校の小学部に類するものをいう。以下同じ。）に就学する児童をいう。以下同じ。）を除く。）をいいます。

- 2 この運送約款で「小児」とは、12歳未満の者及び12歳以上の小学生をいいます。
- 3 この運送約款で「手回り品」とは、旅客が自ら携帯又は同伴して船室又は船内に持ち込む物であって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

- （1）3辺の長さの和が2メートル以下で、かつ、重量が30キログラム以下の物品
- （2）車いす（旅客が使用するものに限る。）
- （3）身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬であって、同法第12条の規定による表示をしているものをいう。）及び同法附則第3条の規定により「介助犬」又は「聴導犬」と表示しているもの。
- 4 この運送約款で「営業所」とは、当組合の事務所及び当組合が指定する者の事務所をいいます。

第2章 運送の引受け

（運送の引受け）

第3条 当組合は、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申込み順序により、旅客及び手回り品の運送契約の申し込みに応じます。

2 当組合は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送約款を解除することがあります。

- （1）当組合が第5条の規定による措置をとった場合
- （2）旅客が次のいずれかに該当する者である場合
 - ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。）又は新感染症の所見がある者
 - イ 泥酔者、薬品中毒者その他他の乗船者の迷惑となるおそれのある者
 - ウ 重傷病者又は小学校に就学していない小児で、付添人のない者
 - エ 年齢、健康上その他の理由によって生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある者
- （3）旅客がこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合
- （4）運送契約の申込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合

(5) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合

(手回り品の持込み等)

第4条 旅客は、手回り品（第2条第3項第2号及び第3号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）を2個に限り、船室又は船内に持込むことができます。ただし、手回り品の大きさ、乗船する船舶の輸送能力等を勘案し、当組合が支障がないと認めるときは、2個を越えて持込むことができます。

2 当組合は、前項の規定にかかわらず、手回り品が次のいずれかに該当する物であるときは、その持込みを拒絶することがあります。

- (1) 臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの
- (2) 銃砲、刀剣、爆発物その他乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 遺体
- (4) 生動物（第2条第3項第3号に掲げるものを除く。）
- (5) その他運送に不相当と認められるもの

3 当組合は、手回り品が前項各号のいずれかに該当する物である疑いがあるときは、旅客又は第三者の立ち会いのもとに、当該手回り品の内容を点検することがあります。

(運航の中止等)

第5条 当組合は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止又は使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更の措置をとることがあります。

- (1) 気象又は海象が船舶の航行に危険を及ぼすおそれがある場合
- (2) 天災、火災、海難、使用船舶の故障その他やむを得ない事由が発生した場合
- (3) 船員その他運送に携わる者の同盟罷業その他の争議行為が発生した場合
- (4) 乗船者の疾病が発生した場合
- (5) 使用船舶の奪取、破壊等の不法行為が発生した場合
- (6) 官公署の命令又は要求があった場合

第3章 運賃及び料金

(運賃及び料金の額等)

第6条 旅客及び手回り品の運送の運賃及び料金（以下「運賃及び料金」という。）の額並びにその適用方法については、第3項から第5項までに定めるところによるほか、別に公示する運賃及び料金によります。

2 運賃及び料金には、旅客の食事代は含まれていません。

3 次の各号のいずれかに該当する小児の運賃及び料金は、無料とします。ただし、指定制の座席又は寝台を1人で使用する場合は運賃及び料金については、この限りではありません。

- (1) 1歳未満の小児
- (2) 大人に同伴されて乗船する1歳以上の小学校に就学していない小児（団体として乗船するもの及び大人1人につき1人を超えて同伴されて乗船する者を除く。）

4 重量の和が20キログラム以下の手回り品の料金は、無料とします。

5 第2条第3項第2号及び第3号に掲げる手回り品の料金は、無料とします。

(運賃及び料金の収受)

6 自転車等、手回り品のみの運送は、別に公示する運賃及び料金によります。

第7条 当組合は、船内において所定の運賃及び料金を収受します。

2 当組合は、旅客が船長又は当社の係員の承諾を得て運賃及び料金を支払わずに乗船した場合は、船内及び到着港において乗船区間、等級及び船室に対応する運賃及び料金を申し受けます。

第4章 旅客の義務

(旅客の禁止行為等)

第8条 旅客は、次に掲げる行為をしてはいけません。

(1) みだりに船舶の操舵設備その他の運航のための設備又は船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作すること。

(2) みだりに船舶内の立入禁止された場所に立ち入ること。

(3) 船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。

(4) みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。

(5) みだりにタラップ、しゃ断機その他乗船者又は自動車の乗下船又は転落防止のための設備を操作し、又は移動すること。

(6) みだりに乗船者又は自動車の乗下船の方法を示す標識その他乗船者の安全のために掲げられた標識又は掲示物を損傷し、又は移動すること。

(7) 石、ガラスびん、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かって投げ、又は発射すること。

(8) 海中投棄を禁止された物品を船舶から海中に投棄すること。

(9) 他の乗船者に不快感を与え、又は迷惑をかけること。

(10) 船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。

2 旅客は、乗下船その他船内における行動に関し、船長又は当組合の係員が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

3 船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、下船を命じることがあります。

(手回り品の保管)

第9条 旅客は、船室又は船内に持ち込んだ手回り品を自己の責任において保管しなければなりません。

第5章 賠償責任

(当組合の賠償責任)

第10条 当組合は、旅客が、船長又は当社の係員の指示に従い、乗船港の乗船施設に達したときから下船港の乗降施設を離れた時までの間に、その生命又は身体を害した場合は、これにより生じた損害について賠償する責任を負います。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しません。

(1) 当組合が、船舶に構造上の欠陥及び機能の障害がなかったこと並びに当組合及びその使用人が当該損害を防止するために必要な措置をとったこと又は不可抗力などの理由によりその措置をとることができなかったことを証明した場合

(2) 当組合が、旅客又は第三者の故意若しくは過失により、又は旅客がこの運送約款を守らなかったことにより当該損害が生じたことを証明した場合

3 当組合は、手回り品その他旅客の保管する物品の滅失、き損等により生じた損害については、当組合又はその使用人に過失があったことが証明された場合に限り、これを賠償する責任を負い

ます。

4 当組合が第5条の規定による措置をとったことにより生じた損害については、第1項又は前項の規定により当組合が責任を負う場合を除き、当組合は、これを賠償する責任を負いません。

(旅客に対する賠償請求)

第11条 旅客が、その故意若しくは過失により、又はこの運送約款を守らなかったことにより当組合に損害を与えた場合は、当組合は、当該旅客に対し、その損害の賠償を求めることがあります。